

工事請負契約の指名競争入札に係る簡易積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事（以下「工事」という。）に係る指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象となる入札は、本市が発注する工事に係る入札（落札者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）で通知書に簡易積算疑義申立対象案件と明記した案件とする。

2 申立ての対象となる疑義は、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下「金額入り設計書」という。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

3 第1項による入札の開札後、市は落札決定を保留し、入札をした者（当該入札の入札通知を受けた者のうち、入札を辞退した者及び入札を行わなかった者を除く。）に対し、保留通知を送信する。

(申立て手続き)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、保留通知を送信した日（「保留通知日」という。以下同じ。）の午後4時までに設計書の閲覧を請求することができる。

2 前項に規定する請求には、金額入り設計書閲覧請求書（第1号様式）を契約担当課長（入札通知書に記載された担当課の長をいう。以下同じ。）に直接持参のうえ提出することにより行う。

3 前項に規定する閲覧請求を行った者には、契約担当部署で設計書を閲覧に供する。

4 前項に規定する閲覧時間は契約担当者立ち会いのもと30分間とする。

5 前項に規定する閲覧にあたっては複写機の利用はできない。

6 入札参加者は、前項の規定による設計書閲覧後、積算疑義があるときは保留通知の翌日午後1時までに積算疑義を申し立てることができる。

7 前項に規定する申立てを行うときは、積算疑義申立書（第2号様式）を契約担当課長に提出しなければならない。

8 入札参加者は、第2項及び前項の提出にあたっては、当該入札の保留通知の写しを添付しなければならない。

9 第1項及び第6項に規定する期日は、新潟市の休日を定める条例（平成元年10月9日条例第35号）第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

（申立ての回答）

第4条 積算疑義の申立てがあったときは、契約担当課長は積算内容を確認し、当該入札に係る落札者の決定又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する回答を書面により行うものとする。

（申立て結果の取扱い）

第5条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の回答に基づき、次の各号のとおりとする。

- （1） 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行する。
- （2） 積算内容に誤りがあり、落札者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外のときは入札事務を続行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者名及び連絡先

印

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 保留通知日

※ 当該請求書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。

第2号様式

年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者名及び連絡先

印

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 保留通知日
- 4 申立て内容及び理由

- ※ 当該申立て書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。
- ※ 申立て内容は、具体的に記載してください。